

駅舎改修工事 工事仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は千葉都市モノレール、作草部駅の改修工事に適用する。

(適用基準)

第2条 業務実施にあたっては本仕様書によるほか、添付図に基づき施工すること。また、次に示す基準、図書等を適用する。

- ・公共建築工事標準仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・公共建築改修工事標準仕様書（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・建築改修工事監理指針（最新版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
- ・工事写真の撮り方 建築編
- ・千葉都市モノレール関連基準集

その他不明な点が発生した場合は監督員と随時打合せを行い施行すること。

(施工計画)

第3条 本工事の施工に先立ち施工計画書を作成し、監督員の承諾を受けること。

(施工方法・使用材料)

第4条 別添の「数量調書」「駅舎改修工事設計図」に従うこと。

2. 建築材料の製造品、製品、施工業者等は、特記されたものまたは同等品以上とする。ただし、同等以上とする場合は、監督員の承認を必要とする。

(提出書類)

第5条 施工にあたり、次の書類を提出するものとする。

1. 施工前（着工書類）
 - 着手届
 - 現場代理人届及び主任技術者届
 - 施工計画書
 - 工事工程表（計画工程表）
 - 作業申込書
2. 施工中
 - 施工打合せ票
 - 作業日報
 - 月間・週間工程表（翌週分を毎週木曜日までに提出すること）
3. 完成後（竣工書類、図面）
 - 完了届
 - 工事報告書（工事写真帳）
 - 目的物引渡書
 - 保証書
 - 竣工図
 - マニフェスト
4. その他監督員が指示するもの。

(諸手続き)

第6条 本工事に伴う関係官署等への手続きは、請負者の負担において行うこと。

2. 本工事においては、施工管理者(工事管理者)を置かなければならない。
なお、施工管理者はあらかじめ経歴書を提出し、工事監督員の承諾を得なければならない。

(作業の着手及び終了)

第7条 作業にあたり、その14日前までに作業申込書により監督員あてに通知するものとする。

2. 作業が終了した時はその都度後片付けを行い、確認したうえで関係箇所にて作業終了の連絡をするものとする。

(監督員の立会い)

第8条 監督員が立会いを指示した作業は、監督員の立会いのもとに行わなければならない。

2. 材料についても材料充缶、材料空缶検査を監督員の立会いのもとに行うこと。

(検査時期との重複)

第9条 本工事实施に当たり定期検査と時期が重複することが想定される場合は、検査が予定の時期に確実にできるよう監督員と協議・調整すること。

(安全対策)

第10条 別添の「作業安全事故防止マニュアル」に従うものとする。

2. あらかじめ事故防止上必要な事項について監督員、関係箇所と打合せ連絡を綿密に行い、当社の業務及び旅客・公衆に支障を及ぼさぬよう、作業に起因する事故の防止に努めなければならない。
特に異常時における対策については、事前の手配を十分に講じておかななければならない。
3. 作業員に対し作業前に次の各号に定めるところにより指示を行い知得させるものとする。
(1) 作業員の健康状態、服装(安全帽の着用)等に対する注意、並びに作業内容及び作業方法の明確な指示をすること。
(2) 工具及び保護具の使用前の点検及び使用上の指示をすること。
4. その他、関係箇所と連絡を密にし作業を行うこと。

(騒音対策)

第11条 本工事に当たっては騒音規制法に抵触せぬよう、騒音防止の措置を講じて作業すること。

2. 本工事で使用する発電機は防音型のもを使用すること。また、その他使用機械についても低騒音型を使用すること。

(事故発生時の処置)

第12条 工事責任者は作業に関して事故が発生した時、またはその恐れがある時は直ちに関係箇所にて連絡してその指示を受けるとともに適宜の処置をとらなければならない。

(後片付け)

第13条 作業後の後片付けは、当該作業が終了の都度、速やかに且つ入念に行うものとする。

以 上